

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

十和田市及び三沢市（以下「甲」という。）と東北町（以下「乙」という。）は、平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

乙 青森県上北郡東北町上北南四丁目 32 番地 484
東北町
東北町長 蛸名 鉦 治



別表第1(2)に次のように加える。

③ 成年後見制度の利用促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
成年後見制度の利用の促進に関する取組を連携して実施する。	乙と連携して、圏域内における成年後見制度の利用の促進に関する取組を中心に行うとともに、必要な経費を負担する。	甲と連携して、成年後見制度の利用の促進に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

④ 医療的ケア児支援のための連携推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、その心身の状況に応じて適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の連携の推進を図る。	乙と連携して、圏域内の医療的ケア児の支援体制の整備に中心に取り組むとともに、必要な経費を負担する。	甲と連携して、圏域内の医療的ケア児の支援体制の整備に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月29日

甲 青森県十和田市西十二番町6番1号

十和田市

十和田市長 小山田 久



青森県三沢市桜町一丁目1番38号

三沢市

三沢市長 小檜山 吉紀

